

平成30年度

# 島牧村教育行政執行方針

島牧村教育委員会

## 平成30年度 教育行政執行方針

### I はじめに

平成30年第1回村議会定例会の開催にあたり、教育委員会の所管する教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、少子・高齢化や人口減少、高度情報化やグローバル化などによる社会の変化が、私たちの予想をはるかに超えて進展しており、これに伴い、学校や子どもたちを取り巻く環境も大きく変化してきています。

こうした中、子どもたちには、自ら新しい時代を創造し豊かに生きていくことができる資質・能力を育むことが求められており、この期待に応えていくことが私たち大人の責務だと考えております。

このような認識の下、子どもたちの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた育成とその基盤となる教育環境づくりに向け、教育行政の推進に努めてまいります。

## Ⅱ 施策の展開

次に、平成30年度の主要な施策について申し上げます。

### 1 学校教育の推進

新学習指導要領が平成29年3月に公示され、それぞれ移行期間を経て、小学校にあっては平成32年4月から、中学校にあっては平成33年4月から施行されることとなりました。

新学習指導要領では、育成を目指す資質・能力として「知識及び技能が習得されるようにすること」、「思考力、判断力、表現力等を育成すること」、「学びに向かう力、人間性等を涵養すること」としており、また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善などを求めています。

教育委員会といたしましては、新学習指導要領の施行を踏まえ、様々な取組を進めてまいります。

まず、「確かな学力の育成」についてであります。

平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、小学校、中学校ともに、学力では改善の傾向が見られておりますが、これまで同様、家庭での学習時間が短く、一方で、テレビを見る時間やゲームに費やす時間が多く、これに伴い睡眠時間が少ないなど生活習慣上の課題が明らかになっております。

「確かな学力」を育むため、引き続き、小学校では朝・放課

後学習や夏季・冬季休業期間の学習サポート、中学校では毎週木曜日の放課後サポートや夏季・冬季休業期間の講習会、各学校ともに習熟度別指導などを実施します。

また、小学校においては村独自で教員を配置し、基礎・基本の定着を図るための授業が行われる環境づくりに引き続き努めます。

子どものより良い生活習慣の形成に向け、家庭学習の習慣化や生活リズムの確立など、引き続き、各学校と連携しながら取り組んでまいります。

基本的な字の書き方や美しい文字を書くことを身につけることができるとともに、丁寧に書くことで集中力を高める効果や豊かな心の育成も期待される書写の授業を実施しておりますが、引き続き、住民の方の御協力をいただき行ってまいります。

外国語教育については、新学習指導要領の施行に伴い、平成32年度から5・6年生が「外国語」の授業として、3・4年生が「外国語活動」として実施されます。

新学習指導要領に円滑な移行ができるよう、本年度から平成31年度までを移行期間として、新学習指導要領の内容の一部を加えて必ず取り扱うよう国において定められておりますことから、本村においても授業時数を確保し、実施してまいります。

また、引き続き、小学校、中学校ともに外国語指導助手（ALT）を派遣し、担任等と連携させ、より一層英語力の向上に努めてまいります。

北海道教育委員会では、文部科学省の第2期教育振興基本計

画における ICT 環境整備の目標とされている水準に近づけ、ICT を活用した「分かる授業づくり」を実施するため、平成 29 年 12 月に「北海道における教育の情報化推進指針」を策定し、各市町村で積極的に取組を進めていくこととしました。

これを踏まえ、中学校にタブレット端末、小学校に実物投影機をさらに整備し、ICT を活用した分りやすく深まる授業の実現に繋げてまいります。

特別支援教育についてですが、教育上特別な支援が必要な児童生徒の学習を支えるためには、幼児期から状況を把握する必要があり、引き続き、保育所も含め小学校・中学校・家庭・関係機関との連携を密にし、一貫した指導及び支援に取り組んでまいります。

次に、寿都高校についてであります。

寿都高校は、島牧の自宅から唯一通学できる高校として、欠かすことができない学校であります。

高校では学校の存続に向け、国立大学等への進学希望生徒に対し、遠隔システムを使った札幌西高校との英語授業や数学での習熟度別授業など学力向上に向けた取り組みを積極的に行っており、また、公務員をはじめとする就職率も 100%となっています。

これらの取り組みの一環として、資格取得検定などの受検を奨励していることから、島牧の生徒がこれらを受検する経費の全額を助成してまいります。

次に「豊かな心の育成」についてであります。

道徳教育については、小学校では本年度から、中学校では平成31年度から教科化され「特別の教科 道徳」となることから、基本的な倫理観や規範意識、自尊感情や他人への思いやり、生命を尊重する心や美しいものに感動する心などを育む教育に、家庭・地域などと連携しながら取り組んでまいります。

いじめについては、小・中学校ともに実態はありませんが、日頃からいじめが起きない体制づくりが必要です。

各学校では「いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じて取り組んでおり、引き続き、未然防止に努めます。

読書は、子どもたちの感性を磨き、想像力を豊かにするとともに、国語力や語彙力、文章を書く力が身に付くなど様々な効果が得られることから、引き続き、朝読書や読書週間を設けるなど、読書の習慣を身に付ける取り組みを行うとともに、図書の購入など、読書環境の充実に努めてまいります。

次に「健やかな体の育成」についてであります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を見ますと、小学校では握力やソフトボール投げ、中学校では握力やハンドボール投げといった種目については全道・全国平均を上回っているところですが、50メートル走や持久走など走る種目については全道・全国平均を下回っている状況です。

体力は、あらゆる活動の源になるものであり、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わり、子どもたちが心身ともに健康でたくましく生きるための基盤となるものです。

このため、引き続き、各学校においては、体育の授業や休み時間等での体力づくり、新体力テストなどに取り組むとともに、マラソン大会、耐久遠足、スキー遠足、クラブ活動や部活動などについてサポートし、子どもたちの体力向上を図ってまいります。

虫歯の予防に係る「フッ化物洗口」については、引き続き、各学校で希望者を対象に実施してまいります。

食に関する指導については、栄養教諭が中心となって、給食指導や教科指導を通して、食に対する感謝や望ましい食習慣を身に付けさせるなど、計画的な食育指導の推進に努めてまいります。

次に「信頼され地域とともにある学校づくり」についてであります。

これまで、各学校においては、教育活動等の状況について、学校評議員からの意見聴取などを行い、開かれた学校づくりを推進してきたところです。

国では、社会総がかりでの教育の実現を図る上で、これからの学校は「開かれた学校」から一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民や保護者と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があるとし、その有効的な仕組みとしてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置が努力義務化されたところです。

コミュニティ・スクールは、地域住民等が学校運営に参画し学校を応援する仕組みであり、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することや学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができることなどが、主な役割となっています。

本村においても少子化の中、これまで以上に学校と地域が一体となって子どもたちを育てていく必要があることから、本年度早々に設置準備委員会を立ち上げ、十月を目途に小中合同のコミュニティ・スクールを設置してまいります。

次に学校教育の充実を図るためには、子どもたちの教育に直接携わる教職員の人間性や指導力によるところが大きく、常に教職員としての専門性を高め、確かな教育活動が遂行できるよう、資質・能力の向上に向けた継続的な取組が必要です。

このため、校内研修の充実や村教育研究会への支援、後志教育研修センターや道立教育研究所の研修講座への受講を奨励するほか、後志教育局指導主事の指導訪問、指導主事の派遣を受けて村独自のスキルアップ研修会の実施など、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

なお、学校教育の充実のためには、義務教育9年間を見通して、小・中学校が課題を共有し連携しながら取り組む必要があり、特に、小学校、中学校が一校の本村においては、お互いの連携は極めて重要です。

今後はコミュニティ・スクールも活用しながら、連携を一層推進してまいります。

最後に、学校関連施設の整備についてありますが、老朽化

が進む小学校、給食センター、教職員住宅の計画的な建替等に向けた検討を行ってまいります。

## 2 生涯学習の推進

まず、「青少年教育」についてであります。

青少年を取り巻く環境は、高度情報化の進展などにより価値観が多様化し、個人活動が増加していると言われています。

子どもたちには、様々な体験を通じて創造性や協調性などを身に付け、健やかに成長させることが大切です。

このため、地域の団体等の御支援、御協力をいただきながら、引き続き、漁業や農業など地域の特性を生かし、自然や文化に理解を深める「ふるさと教室」などの体験活動を実施してまいります。

また、子どもたちの放課後対策として、「放課後児童クラブ」を週5日実施しておりますが、保護者からの要望も多いことから、引き続き実施してまいります。

次に「成人及び高齢者教育」についてであります。

成人教育については、地域の人材を活用した手芸教室、生け花教室等を開催し、文化祭に出品するとともに、外国語指導助手（ALT）を活用した英会話講座を開催し、日常で使える英会話の学びを通して国際交流等にも繋げてまいります。

高齢者教育については、高齢者が健康で明るく楽しい生きがいに満ちた社会生活を送ることができるよう、関係課とも連携しながら、学習機会の提供を検討してまいります。

次に「人材育成事業」についてであります。引き続き、人材育成講演会、小学生国内視察研修、村若者視察研修を実施し、広い視野から郷土島牧を見ることができる感覚を養い、今後の村づくりに積極的に参画できる人材を育成してまいります。

次に「芸術文化の振興」についてであります。

芸術や文化に触れ、親しみ、関わることは、生活に心の豊かさと潤いをもたらし、感性や創造性を育むことに、大きな役割を果たします。

このため、文化祭、ふるさと演芸会の更なる充実を図るとともに、小・中学校における芸術鑑賞については、各学校の要望も踏まえながら、鑑賞内容の充実を図ってまいります。

次に「スポーツの振興」についてであります。

スポーツは、人生を豊かにし、充実したものとするとともに、個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に貢献します。

本年度も、誰もが気軽に参加できる「村民大運動会」や「パークゴルフ大会」の開催、スポーツ少年団やスポーツ団体などへの支援を行い、健康や体力づくりに努めてまいります。

以上、平成30年度に取り組む主要な施策について申し上げます。

### Ⅲ むすび

教育委員会といたしましては、教育を取り巻く諸課題に迅速に対応するとともに、村理事者と十分協議し、密接な連携を取るとともに、教育関係者や各団体の御協力を得ながら、本村教育の充実・発展に取り組んでまいります。

村民の皆様並びに村議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。